

## 平成 26 年度税制改正後の海運関係税制一覧

項目	制度の概要	適用期間								
1. トン数標準税制 (海上運送法第 38 条に規定する課税の特例)	<p>【平成 21 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日】</p> <p>【対象事業者】船舶運航事業者(国交省に届出・報告をしている事業者)のみ</p> <p>【適用期間(拘束期間)】5 年間</p> <p>【対象船舶】日本船舶のみ(100N/T 当たり 1 日当たりのみなし利益は下表)</p> <p>【課せられる要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 日本船舶を 5 年間で 2 倍以上</li> <li>▶ 毎年度、日本船舶 1 隻当たり 1 名以上の日本人船員を訓練</li> <li>▶ 毎年度、日本船舶 1 隻当たり 4 人以上の日本人船員を雇用</li> <li>▶ 日本人船員を減少させない</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">～1,000N/T</td> <td style="text-align: center;">¥ 120</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,000～10,000N/T</td> <td style="text-align: center;">¥ 90</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10,000～25,000N/T</td> <td style="text-align: center;">¥ 60</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">25,000N/T～</td> <td style="text-align: center;">¥ 30</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">↓</p>	～1,000N/T	¥ 120	1,000～10,000N/T	¥ 90	10,000～25,000N/T	¥ 60	25,000N/T～	¥ 30	<p>平 21(22).4.1～</p>
	～1,000N/T	¥ 120								
1,000～10,000N/T	¥ 90									
10,000～25,000N/T	¥ 60									
25,000N/T～	¥ 30									
	<p>【平成 25 年 4 月 1 日～】</p> <p>【対象事業者】船舶運航事業者(国交省に届出・報告をしている事業者)のみ</p> <p>【適用期間(拘束期間)】5 年間</p> <p>【対象船舶】日本船舶(100N/T 当たり 1 日当たりのみなし利益は上表と変わらず)</p> <p style="padding-left: 20px;">準日本船舶※(100N/T 当たり 1 日当たりのみなし利益は日本船舶の 1.5 倍)</p> <p style="padding-left: 20px;">※準日本船舶: 一定要件を満たした自社仕組船。対象となるのは日本船舶の増加隻数の 3 倍まで(但し日本船舶+準日本船舶で 450 隻が上限)。</p> <p>【課せられる条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 日本船舶を 9 年間で 3.2 倍以上(新規加入者は 5 年間で 2.2 倍以上)</li> <li>▶ 毎年度、日本船舶・準日本船舶ともに 1 隻当たり 1 名以上の日本人船員を訓練</li> <li>▶ 毎年度、日本船舶 1 隻当たり 4 人以上の日本人船員を雇用</li> <li>▶ 毎年度、準日本船舶 1 隻当たり 2 人以上の日本人海技者を雇用</li> <li>▶ 日本人船員を減少させない</li> </ul>	<p>平 25(26).4.1～</p>								
2. 船舶の特別償却	<p>平成 25 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日</p> <p>外航環境低負荷船(3,000G/T 以上)</p> <p style="padding-left: 20px;">特 償 率 : 日本船舶 18/100、外国船舶 16/100</p> <p style="padding-left: 20px;">設備要件 : 従来の設備要件に加え EEDI※を基準比より 7%適用前倒し (但し、平成 25 年 1 月 1 日以降の新造船契約分)</p> <p style="padding-left: 40px;">なお、トン数税制の適用事業者の船舶特償適用は不可</p> <p>内航環境低負荷船(300G/T 以上)</p> <p style="padding-left: 20px;">特 償 率 : 16/100(但し、環境負荷低減に著しく資する船舶は 18/100)</p> <p style="padding-left: 20px;">設備要件 : 一部改正(サイドスラスタを選択から必須に変更)</p> <p style="padding-left: 20px;">※EEDI:「改正海洋汚染防止法」で定める排出基準エネルギー効率設計指標</p>	<p>平 25.4.1～平 27.3.31</p>								
3. 特定資産の買換特例(圧縮記帳制度)	<p>船舶から船舶(譲渡差益の 80%を圧縮記帳)</p> <p>買換え資産(船舶)に対して新造船・中古船とも環境負荷低減型の設備要件あり</p> <p>買換えた船舶の船齢が譲渡した船舶の船齢を下回っていること</p> <p><b>上記に加え次の要件追加</b></p> <p><b>外航船舶(買換資産)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>新造船:H27.1.1 以降 建造契約する新造船</u></li> <li>・ <u>中古船:H27.1.1 以降 中古船を取得</u></li> </ul> <p style="padding-left: 100px;"><b>バラスト水処理装置を設置</b></p> <p><b>内航船舶(買換資産)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>主機関又は推進装置</u></li> <li>・ <u>LED 照明器具</u></li> <li>・ <u>船舶自動識別装置</u></li> <li>・ <u>サイドスラスタ</u> (2,000G/T 未満 選択項目、2,000GT 以上 必須)</li> </ul> <p style="padding-left: 100px;">} <b>環境負荷低減型の環境設備</b></p> <p><b>内外航共通</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>譲渡資産から船齢 25 年以上の船舶を除外</u></li> </ul> <p>(参考) <b>作業船も新規適用</b></p> <p style="padding-left: 20px;">譲渡資産: 船齢 45 年以上除外、買換資産: 船齢 耐用年数以内</p> <p style="padding-left: 20px;">主機関に NOx 放出量削減型主機関の設置</p>	<p><b>平 26.4.1～平 29.3.31</b></p>								

## 平成 26 年度税制改正後の海運関係税制一覧

項目	制度の概要	適用期間
4. 中小企業投資促進税制 (中小企業による機械装置等の取得に係る特例)	<p>取得価額×30/100の特別償却又は取得価額×7/100の税額控除 (資本金1億円以下の法人に適用、ただし、税額控除を選択できるのは資本金3,000万円以下の法人のみ)</p> <p>1)機械装置 …(取得価額160万円以上)(リース費用総額210万円以上) 2)電子計算機等及び一定のソフトウェア …(取得価額120万円以上)(リース費用総額160万円以上) 3)船舶(内航貨物船 …(基準取得価額=取得価額×75%) 4)トラック車両 …(車両総重量3.5トン以上)</p> <p>---以下H251001税制改正大綱による----- 産業競争力強化法による適用期間内に取得した『特定機械装置等』のうち『生産性向上設備投資促進税制』の『生産性向上設備等』に該当(①~③)するものは、即時償却または税額控除(資本金3,000万円超1億円以下:7%、3,000万円以下:10%) 『特定機械装置等』 ① 160万円以上の機械装置 ② 120万円以上の一定の工具、機器備品 ③ 70万円以上の一定のソフトウェア ④ 車両総重量3.5t以上の貨物自動車 ⑤ 内航海運業の用に供される船舶</p>	<b>平 26.4.1~平 29.3.31</b>
5. 特定外国子会社等の所得の合算課税	特定の外国子会社等の留保所得のうち、親会社(内国法人)の持ち分に対応する部分を親会社の所得に合算して課税する。	
6. 登録免許税の課税の特例	<p>軽減後の税率(本則4/1000)</p> <p>(1)所有権保存登記 新造又は外国法人から取得(新造された日から5年を経過していないもの)をする国際船舶の所有権の保存登記…船舶価額の <b>3.5/1000</b></p> <p>(2)抵当権設定登記 国際船舶の建造又は取得のための資金の貸付け、または延払いによる債権の担保として設定される抵当権の登記…債権金額又は極度金額の <b>3.5/1000</b></p>	<b>平 18.4.1~平 28.3.31</b>
7. 特別修繕準備金	修繕費用×事業年度の月数/60か月×3/4	
8. 船舶の耐用年数	<p>・油そう船 13年 ・薬品そう船 10年 ・その他のもの 15年</p>	
9. とん税、特別とん税	<p>(1)とん税 1純トン (開港の入港毎) 16円 (開港ごと1年分)48円 (2)特別とん税 1純トン 20円 60円</p>	
10. 固定資産税の課税の特例	<p>1) 船舶 課税標準 (1) 内航船 価格の1/2 (2) 外航船、外国貿易船 価格の1/6 (3) 外国船のうち国際船舶 価格の1/18</p> <p>2) 外航用コンテナ 課税標準 価格の4/5</p>	- - 平 9~平 26 年度取得分 恒久化
11. 地球温暖化対策のための課税の特例(免税・還付)	<p>石油石炭税(2,040円/KL)に特例を設け、CO2排出量に応じた税率を上乗せ分の還付原油・石油製品</p> <p>平成24年10月1日~ 2,290円/1KL 特例:250円/KLの還付 平成26年4月1日~ 2,540円/1KL 特例:500円/KLの還付 平成28年4月1日~ 2,800円/1KL 特例:760円/KLの還付(~H29.3.31)</p> <p>【特例対象】内航運送用船舶、一定の旅客定期航路用船舶に利用される重油及び軽油</p>	<b>平 26 年 4 月 1 日 ~平 29 年 3 月 31 日</b>
12. 軽油引取税船舶(日本籍船)への免税措置	<p>船舶・自動車などのエンジンの燃料に(動力源に)使用する軽油の購入者などにかかる税金でキロリットル(KL)当り32,000円が課される(地方税法)。</p> <p>船舶に対する課税は、平成21年度税改で道路特定財源(目的税)が廃止されたことに伴い従来からの課税免税根拠が失われたが、激変緩和措置として地方税法附則(第12条の2の7)に基づき免税措置が講じられている。</p> <p>○ 内貨軽油(船舶の動力源に使用する場合) 外国籍船 : 輸出免税 日本籍外航船舶 : 地方税法附則(第12条の2の7)に基づき免税措置 内航用 : 地方税法附則(第12条の2の7)に基づき免税措置</p>	平 24 年 4 月 1 日 ~平 27 年 3 月 31 日